



## 研究会の検討状況

2021.4

「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」  
法律実務家、研究者が構成メンバー

～2021.11 第11回開催 （令和3年11月5日時点）

## スケジュール(目標)

(2021.6 閣議決定「規制改革実施計画」より)

「司法府における自立的判断を尊重しつつ、民事訴訟手続におけるデジタル化の実施状況・法制度整備・施行予定との整合性や手続の特性等も考慮しつつ、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関する検討を継続し、一定の結論を得る。」

⇒ 実施時期:「令和4年度結論」

## ※家事事件におけるウェブ会議の試行に向けた検討状況

東京、大阪、名古屋及び福岡の各家裁において、令和3年12月以降ウェブ会議を利用した家事調停手続の試行を開始することに向け検討・準備

# 研究会の議論状況(特に議論されている点など)

## 1 インターネットによる申立て等によらなければならない場合

民事訴訟における議論を踏まえ、さらに検討(破産管財人が提出する書面、債権届出の提出などのオンライン化など)

## 2 記録の電子化

民事訴訟においては、記録は全面的に電子化

⇒ 民事訴訟と異なり、対立当事者間の事件ばかりではなく、訴訟記録が基本的に申立人が提出した資料のみで構成され、インターネットを利用して記録にアクセスするニーズが乏しい事件類型については、例外とすべきとの意見も(例えば、子の氏の変更の事件など)

## 3 期日におけるウェブ会議等の活用等

民事訴訟同様、ウェブ会議等を利用した期日の実現

⇒ 民事訴訟にはない期日(売却及び配当、債権者集会等)、離婚事件等の和解や調停成立についてのウェブ会議等の利用についても議論

⇒ 関係者が当事者に限られないケースがある(破産事件における債権者や、管財人など)ので、どの範囲でウェブ会議等の利用を認めるのかなども検討

## 4 記録の閲覧

民事訴訟では、電子化した記録につき、当事者については随時のオンラインアクセスを認める

⇒ オンラインアクセスを認める関係者の範囲(差押債権者、破産管財人、破産債権者など)について議論

⇒ 家事事件では、現行法下では、子の利益や、DV被害者の保護の必要等もあり、記録の閲覧が当然には認められていないため、随時のオンラインアクセスの可否について改めて検討

## 5 訴訟裁判所と執行裁判所との連携等

⇒ 当事者に判決等の正本の提出を義務付ける方法を改め、執行裁判所が、訴訟裁判所の記録にアクセスし、判決内容を確認する方式の導入等を検討